

各務原市戦没者遺族連合会活動事業補助金交付要綱

(平成18年3月31日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、各務原市戦没者遺族連合会（以下「遺族会」という。）が実施する事業に対し補助金を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要事項について定める。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、遺族会が戦没者の顕彰、慰霊及び戦没者遺族の福祉の増進を目的として行う事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
1 戦没者の顕彰及び慰霊を目的とした事業に係る経費 2 戦没者遺族の福祉の増進を目的とした事業に係る経費	補助対象経費の額の範囲内において市長が定める額

(実施報告)

第4条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して50日を経過した日までに規則第11条の補助事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(返還)

第5条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為があったとき。

(関係書類の保存)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類等を補

助事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年3月31日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、改正後の各務原市戦没者遺族連合会活動事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。